

平成 31年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 31年 3月 4日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	平成 31年 3月 6日 (水) 10時 00分
散 会	平成 31年 3月 6日 (水) 14時 16分
出席議員	議長 田中政浩 1番 寺原裕明 2番 柳雅明 3番 持山英幸 4番 石橋里美 5番 木村和彦 6番 深野良二 7番 田口讓司 8番 山本一洋 9番 奥村忠義 10番 山本久矢 11番 木村博文 12番 河内直子 13番 横山善美
出席議員数	14名
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	町長 田頭喜久己 副町長 中野高文 教育長 入江哲生 総務課長 大武一幸 企画課長 岩下定徳 財政課長 神本浩美 <small>税務課長 藤本英明 住民課長 亀田美香 納稅室長 人権・同和対策室長</small> 健康課長 古川秀志 環境防災課長 倉掛俊一 建設課長 堀内明 都市計画課長 林浩嗣 農林商工課長 近藤亮太 上下水道課長 川波剛 福祉課長 重信利子 こども課長 一木眞澄 教育課長 橋本照美 生涯学習課長 松尾和彦
欠席者	なし
本会議に職務のために出席した者の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲村浩之 中原玲子

議事録

平成31年第1回定例会

[一般質問]

平成31年3月6日(水)

開 議	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日は一般質問です。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>本日の出席議員は、14人につき定足数に達しております。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「一般質問」を行います。</p> <p>質問の通告があつておりますので、順次発言を許します。</p> <p>6番 深野良二議員</p>
深野議員	<p>おはようございます。</p> <p>通告に従い順次質問いたしますが、その前に、新たな議員体制になって初めての一般質問であります。議員になったときの所信に申し述べました、筑前町の未来に向けて継続的な発展と、町民の皆様、とりわけ社会的に弱い立場にある町民の方々に少しでも貢献できるように精進してまいりたいと決意しています。</p> <p>そのことを表明して、今回の質問は人権確立のまちづくりについて質問します。</p> <p>皆さんも御存じのように、2016年に全ての国民が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法律、いわゆる障害者差別解消法。また、日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排斥することを扇動するような言動の解消を目指す法律、いわゆるヘイトスピーチ解消法。そして、現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってのその状況に変化を生じていることを踏まえた上で、部落差別は許されないものという認識のもと、部落差別のない社会の実現を目指す法律、いわゆる部落差別解消推進法が制定をされました。この三つの法律が制定された意義は大変大きいものだと私は思います。いわゆる、これらの法律は理念法で、その具体化は各市町村に求められています。</p> <p>そこで、この法律ができて2年を経過したのですが、この人権三法を踏まえ、法律を具体化する施策をどのように考えているのかをお聞きいたします。</p>
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	<p>おはようございます。</p> <p>私のほうから、現状につきまして御説明をいたします。</p> <p>町では、全ての人がお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会づくりに向か、筑前町総合計画及び人権教育啓発基本指針において、人権尊重のまちづくりの推進を目標に掲げ、人権施策実施計画書を策定し、具体的な施策の推進に取り組んでいます。</p> <p>これらの施策につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や議員が述べられました人権三法、その他、人権擁護関連法を踏まえた取り組みとなるよう附属機関である人権施策審議会において具体的な御意見・御審議をいただきながら実態把握や毎年の成果や課題をもとに見直し、策定を行い、これらを基本として取り組みを進めております。</p> <p>また、県内外の自治体による法に基づく条例制定の状況等についても調査をしているところでございます。</p>
議 長	深野議員
深野議員	<p>今、課長が答弁されました。人権施策審議会での取り組みについては私も知っていますが、私はこの法律をより具体化するために条例を制定すべきだと考えています。県内でも小郡市、飯塚市が条例を制定していますし、福岡県も2月21日に県議会で、共産党を除く全ての県議会議員の会派の賛成で、福岡県部落差別の解消の</p>

	推進に関する条例が制定をされました。今後、多くの市町村が条例を制定し、法律の具体化に向けた取り組みが進むと思います。このことを踏まえて、条例制定をどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>私もまた新たな気持ちで一般質問に臨ませていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>平成28年に人権三法と言われます障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行されました。それぞれ個別の法律として制定されておりますが、これらのほかにも性的マイノリティやハンセン病、HIV、民族差別等、個别人権課題はさまざまに存在いたします。</p> <p>これらの背景を踏まえ、法制定の意義を十分に認識した上で、現在、朝倉地域において、人権課題を包括的に捉えた条例について、具体的に協議・検討を進めているところでございます。協議を進めてまいります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	深野議員
深野議員	<p>条例制定を検討しているという回答ですが、私はこの条例をつくるときには、他の市町村に右に倣えの条例じゃなく、筑前町や朝倉地区の独自性を持った条例にしていただきたいと思っています。</p> <p>筑前町から部落差別をなくすという決意のもとに条例を制定していただきたいと思っていますが、どのように考えますか。</p>
議 長	町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほども申し上げましたが、朝倉地区について条例化に向けた協議を進めております。その中において、県の条例、他市町村の条例等も十分研究させていただいておりますし、法の趣旨に沿った形で町の積極的な姿勢を示す独自性についても検討してまいりたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	深野議員
深野議員	<p>町の独自性についても積極的に検討するということですが、いずれにしろ、条例は大事なものです。現在もインターネットを始め、多くの差別事件が福岡県下でも発生をしています。</p> <p>最近では、全国的に話題となりマスコミでも取り上げられました、「全国部落調査」復刻版のコピーがパソコンやスマートフォンなどで品物を撮影して、値づけをして出品をし、それを見た人が購入するメルカリというサイトを利用して、3冊も販売して完売をしたということが明るみになっています。今、この差別事件の解明に向けては、部落解放同盟福岡県連合会が努力をしているところです。</p> <p>そのほかにも昨年一年間で、福岡県下で219件の差別事件が発生しています。部落差別の現実を直視して、筑前町から一切の差別が根絶される取り組みを今後も前進させていただきますよう申し述べまして、次の質問に入りたいと思います。</p> <p>次に、子供の命を守る施策についてお尋ねをします。</p> <p>昨年3月に東京で起きた船戸結愛ちゃんが死亡した事件、ことし2月に明らかになった千葉県野田市で起きた栗原心愛ちゃんが死亡した事件は、皆さんも記憶に新しいと思います。そして、この二つの幼児虐待事件は、決して許されるものではない痛ましい事件であります。連日の報道を聞いていると本当に心が痛みます。</p> <p>私はこれらの報道を見て思うのは、小さな命をなぜ奪うことができるのか。家庭</p>

	<p>の問題、地域の問題、児童相談所、学校教育の問題と、大人たちは何をしていたのかと思ひます。</p> <p>国では、昨年7月には児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策が決定をされました。</p> <p>この対策では、緊急に実施すべき重点対策に加え、児童相談所や市町村の体制と専門性強化、相談窓口の周知、より効果的・効率的な分担役割、情報の共有、適切な一時保護、保護された子供の受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むことが決定をされました。</p> <p>そこで、現在筑前町での児童虐待や、その傾向にある実態をどう把握されているのかをお尋ねします。</p>
議長	こども課長
こども課長	<p>お答えいたします。</p> <p>虐待の実態について、福岡県と筑前町の状況について報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>29年度になりますが、福岡県では虐待相談対応件数は3,084件で、昨年度よりも34.1%増となっております。</p> <p>年齢別で見ますと、0歳から6歳未満が41.7%、小学生34.7%、中学生14.2%です。</p> <p>虐待種別で行きますと、1位が心理的虐待55.7%、2番目が身体的虐待23.7%、保護者の怠慢や拒否、ネグレクトということで19.2%、性的虐待が1.4%となっております。心理的虐待では、面前DVを含めた心理的虐待が増加しているのが29年度からの特徴となっております。</p> <p>虐待者につきましては、実父が44.5%、実母が40.0%で、実父母合わせまして8割を超えていのが現状です。</p> <p>続きまして、筑前町の状況です。筑前町ではこども未来センターが子供の相談窓口として、または児童虐待への対応の部署として対応しております。29年度のこども未来センターの相談件数は全体で539件で、昨年度の1.5倍となっております。中でも養護相談の内容がふえており、虐待での対応件数もふえ、数年は実人員50数名でしたけれども、29年度は64名と増加しております。</p> <p>筑前町を年齢別で見ますと、0歳から6歳未満が39.1%、小学生が35.9%、中学生10.9%、高校生14.1%と県全体と同じ傾向ではあります、0歳から6歳未満が一番多く、次に小学生の順になっております。</p> <p>虐待の種別で見ますと、筑前町では一番多いのがネグレクトで51.5%となっており、2番目に心理的虐待25.1%、3番目が身体的虐待21.9%、4番目が性的虐待1.6%となっております。県全体と比較しますと、県では心理的虐待が一番多い状態ですが、筑前町ではネグレクトから心理的虐待の順になっております。</p> <p>それから虐待者についてですが、実父21.9%、実母67.2%となっており、実父母が89.1%を占め、これは県とも同じ傾向で、実父母が最多で8割を超している状況です。</p> <p>また、相談経路については、県全体では警察からの相談が一番多い状態となっておりますが、筑前町では保育所や学校からが一番多く、合計44%となっております。次に家庭からの相談14.1%、近隣からの相談や警察がほぼ同数で2.6%となっており、これは、筑前町は関係機関との連携がとれた状態であると考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	深野議員

深野議員	<p>ただいま課長から筑前町の実態が語られましたが、私は子供のSOSをしっかりと把握することが大事だと思います。</p> <p>先ほど課長が筑前町の実態を言わされました、私も久留米の児童相談所に虐待の相談をされた件数を調べたところ、2017年度が623件ありまして、その前の年の虐待相談477件と比べると146件も増加をしております。</p> <p>その相談の受付件数を虐待種別に見ますと、やはり心理的虐待が345件、55.4%と非常に多く、身体的虐待の142件の22.8%、保護者の怠慢、ネグレクトの126件、20.2%、性的虐待という順になっております。</p> <p>さらにその虐待の相談経路を見ますと、久留米の児童相談所では警察などからが一番多くて403件で64.7%と、あと近隣・知人が11.2%、市町村が64件で10.3%、学校等が30件で4.8%となっています。いわゆる、この通告が多いことがわかるかと思います。</p> <p>私はこの相談所の相談内容や相談経路の実態を見たときに、子供たちが心理的に虐待を受けている実態が半数でありまして、その相談経路も子供と接する機会が多い学校等が少ないと感じています。</p> <p>そこで、各学校で行われていますいじめアンケートの項目に、誰がいじめるかの回答には、生徒以外の選択項目、いわゆる家庭や地域の人などの項目があるのかをお尋ねします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、各学校で行われているいじめアンケートについては、いじめの早期発見の取り組みの一つとして、いじめ防止対策推進法及び福岡県いじめ防止基本方針に基づき、毎月1回各学校で実施しております。</p> <p>また、いじめとは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと法律によって定義されております。基本的に、学校における児童間、生徒間で起こるいじめに特化して実施しているアンケートとなります。</p> <p>このいじめアンケートについては、平成29年度に再点検及び外部指導者を招へいして各学校で研修を実施し、内容項目や活用方法についての検討を重ねた上で、29年度末に筑前町としてのいじめアンケートモデルを示しました。各学校におきましては、このモデルを参考にしながら学校の実態に応じてそれぞれが学校独自のアンケートを作成し、毎月実施しております。</p> <p>議員御質問の、各学校で行われているいじめアンケートで誰がいじめるのかの回答に生徒以外の選択項目があるのかということですが、まず、選択方式の学校は1校のみで、残りの学校は記述方式で行っております。その選択項目において家族や地域の人等といった児童生徒以外の項目はございません。</p> <p>また、いじめを想定したアンケートとして子供たちも認識しておりますので、「誰が」の欄における記述において、家庭や地域の人が記載されることはほとんどないような状況にあります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	深野議員
深野議員	ただいまの回答では、いじめアンケートの選択項目はないということですが、虐待を早期発見するためには、先ほど私が述べました選択項目を入れるとか、新たなアンケートを実施してはと思いますが、どう考えますか。
議長	入江教育長

教育長	<p>私のほうから回答したいと思います。</p> <p>先ほどもお話に出ていましたように、千葉県で小学校4年生の女の子が亡くなるという非常に悲しい事件が発生しております。両親が傷害容疑で逮捕をされたということを受けまして、児童虐待に対する学校及び教育委員会の対応及び取り組みにおける点検・周知が必要あります。</p> <p>毎月実施しておりますいじめアンケートや学校生活アンケート等の子供の記述内容から虐待のおそれが感じられる児童については、スクールソーシャルワーカーと連携し、教育委員会やこども未来センターとの情報の共有、そして児童相談所への通報など、2月の町内校長会で周知を図ったところでございます。</p> <p>議員が御質問のいじめアンケートに選択項目を追加する件につきましては、基本的にアンケートの目的がいじめの早期発見であり、児童生徒においても、学校におけるいじめを想定してアンケートに答えることにしておりますので、虐待として誰がいじめるのかと同じ設問で回答するのは、現状としては非常に難しいというふうに考えております。</p> <p>また、新たに虐待を早期発見できるようなアンケートを実施することにつきましては、児童生徒に対するアンケートが多岐にわたることから、児童生徒にとっても教職員にとっても負担がふえると考えられます。</p> <p>そこで教育委員会としましては、現在実施しておりますいじめアンケートを活用しまして、虐待に関する設問を最後に追加するなど、虐待傾向にある子供の早期発見につながるよう、いじめアンケートの内容について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>具体的には、「家族や地域の大人との関係において、先生に相談したいこと」など、虐待の早期発見につながる設問として、質問内容及び回答方法等、児童生徒の発達段階や保護者等の理解も踏まえ、研究を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>ちなみに現在のアンケートの設問をちょっと御紹介いたしますと、これは小学生の場合は低学年、中学年、高学年、そして中学生というふうにそれぞれアンケートの内容を少し変えてあります。その中の、例えば小学校一、二年生とか、三、四年生までの子供に対しては、設問の一番最後に、「先生に相談したいことがあれば書きましょう」というようなことで、いじめには特化しているものの、それ以外のことでも書けるような内容に現在もなってはおるというのを御紹介はしておきたいと思います。</p> <p>これはあくまでも町の教育委員会がモデルとして全学校に示しておりますアンケートの標準的なモデルで、これに学校によって設問内容を少し変えられたりはしておりますけれども、一応そういう設問が現在のところ、あるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>深野議員</p> <p>いじめアンケートを活用して虐待傾向にある子供の早期発見につながるよう検討していくということです。</p> <p>もう新聞等でも報道されましたが、福岡市でもこれを追加して、今のいじめアンケートを活用して児童虐待についてやることですので、そういったことも参考にしながら、しっかりと検討して実施していただきたいと思っています。</p> <p>そこでもう一つは、児童虐待防止に向けては、保護者を支える援助と虐待対応のため子供を保護する、介入という、いわゆる相反する業務があると思いますが、虐待防止に向けて保護者を支える援助はされているのかお尋ねします。</p>
議長	こども課長

こども課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員がおっしゃいますように、虐待を予防する方法としましては、一つは緊急的に子供の命を守るための保護というものがあります。</p> <p>しかし、子供の保護をしただけでは虐待は予防できません。再犯の可能性もありますし、保護者の支援なくして虐待の予防はできないと考えております。</p> <p>虐待の背景には保護者の生育歴や生活歴が関係し、精神的な病気や特性など保護者自身の問題が要因となっていることが多いと、とてもデリケートな問題があります。それに加え、就労が続かない、対人関係がうまくいかない、相談する人がいないなど、環境の問題も加わり、危険度が高い状況となっているのが現状です。</p> <p>筑前町こども未来センターでは、虐待相談では保護者の話をしっかりと聞き、つらさや苦しさを理解することから始め、虐待は犯罪であることも伝えながら、心身の疾病が考えられるときは医療機関や健康課と連携し、受診につないだり、また、経済的な問題に対しましては、福祉サービスにつないだり、家計について一緒に考え、就労先の相談対応など、生活の建て直しへの支援を行っています。</p> <p>これはとても根気のいる対応で、日々、こども未来センターの相談員がきめ細かく一人一人の対応に努めているところです。</p> <p>しかし、これはこども未来センターのみではできないことですので、町内外の関係機関と深く連携をし、社会資源を活用しながら、保護者の支援について見守りと対応を今後も継続して行ってまいりたいと思っております。</p> <p>そして、保護者に寄り添う支援とともに、虐待の早期発見・早期介入も保護者への支援と捉え、早目の相談や周囲の人からの通告なども町全体に向か、啓発を今後も続け、虐待予防に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	深野議員
深野議員	<p>保護者を支える援助についても施策はさまざまにされているという課長の答弁ですが、やはり子供の命を守るという観点から、今後もしっかりと取り組みを継続していただきたいと思います。</p> <p>最後にアフリカのことわざに「一人の子供を育てるのに村中の人の知恵と力が必要だ」という言葉があります。子供たちの成長にはこれだけ大人がかかわったからよいということではなく、多くの大人たちや社会が子供を育てるという意味だと私は思っています。</p> <p>筑前町の大切な子供です。子供の命を守るのも私たち大人の責任だと思います。そのためにも、今後も筑前町の子供の命を守る施策を手厚くしていただきますよう申し述べまして、私の一般質問を終わります。</p>
議長	これで6番 深野良二議員の一般質問を終わります。
休憩	
議長	<p>ここで休憩をします。</p> <p>10時40分より再開します。</p> <p>(10:27)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(10:39)</p>
議長	2番 柳雅明議員
柳議員	<p>おはようございます。2番柳雅明です。</p> <p>通告書に従い質問をいたします。</p> <p>この機会を得たのは初めてで、不慣れな部分が多くあると思いますが、どうぞよ</p>

	<p>ろしくお願ひいたします。</p> <p>地域の発展と安全が町の発展へつながっていくと考えています。そこで、この安全に関するハザードマップについての質問をいたします。</p> <p>昨年の7月の豪雨によって当町も中山間地域を中心に大きな被害が発生しました。幸いなことに死傷者がいなかったことは大変うれしいことです。</p> <p>昨年、町主催の大雨の想定による避難訓練が計画され、当地区も実施区域に該当しており参加いたしました。この訓練を実施するに当たり、事前に地区で防災計画を新たに作成し、全員集会で周知・検討いたしました。</p> <p>避難訓練の当日7月1日日曜日、一時避難場所と定めておりますみなみの里へ移動のため、最初に地区公民館で氏名登録をした後、逐次、みなみの里へ移動していただきました。みなみの里で最終確認し、逃げ遅れ者等はいないかのチェックをしたところ、皆さんが安全に避難して、また、地区のほとんどの方が参加していることがわかりました。最終避難場所である三並小学校への各移動を行い、避難訓練を終了いたしました。</p> <p>そして数日後のことです。夕刻から大雨になり、いつもなら降りやむはずの雨が降り続き、豪雨災害の発生危険が予想されました。町の避難情報が防災無線で流れ、当地区も公民館を開放しました。裏山の土砂崩れや河川の氾濫、洗掘に恐怖を覚えた家族が公民館に避難してきました。また、降りやまぬ雨に、安全な親戚の家へ自主避難した人もいました。雨の降り方が尋常ではなく、明くる朝、川や山林を見回ると、至るところで土砂崩れや河川の堤防の決壊、洗掘、田畠の冠水が発生していました。</p> <p>ここで問題としたのが、避難場所である地元小学校へ行くのに、夜間大雨の中、さらに河川の増水や洗掘、橋の流出が予想され、果たして移動できるかという問題でした。的確な情報が地区の責任者に伝わらずに、本当に安全に避難、移動できるか、その心配が先に立ちました。やはり避難経路上にある橋を確認すると、橋は大丈夫でしたが、水位が橋に迫っており、たくさんの瓦れきが橋げたにかかっているのが見られる状況でした。その後、別の小学校でもため池の決壊により浸水したと聞き、避難場所の選定にも再考の余地があると思いました。</p> <p>ここでハザードマップの更新が検討されていると聞きましたので、次の質問をさせていただきます。</p> <p>まず、ため池ですが、決壊や崩壊して甚大な被害が出ております。本町には68カ所のかんがい用ため池や調整池があると聞いています。この池の決壊による災害予想範囲が現在あるハザードマップには記されておりません。</p> <p>今後の対応はどうされるのかお尋ねいたします。</p>
議長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>現在、ため池のハザードマップが記されていないが今後どうするのかという質問でございます。</p> <p>まず、私のほうから前段でため池についての国・県の動き、そして筑前町を取り巻く状況を説明いたします。</p> <p>昨年の7月豪雨で多くのため池が決壊したことにより、農水省で防災重点ため池の選定の考え方を見直しをされました。ため池の規模ではなく、人的被害を与えるおそれのあるため池を選定基準とし、具体的な選定基準が設定されました。この基準をもとに各都道府県が再認定を行い、避難行動につなげる対策を重点的に推進していくというものでございます。</p> <p>福岡県でも県内、全てのため池の現地調査を行いました。この中で筑前町のため</p>

	<p>池は防災重点ため池に68カ所全てが認定を受ける見込みとのことでございます。</p> <p>すなわち、この68カ所全てが人的被害を与えるおそれのあるため池であり、避難行動につなげるための対策を進めていく必要があるということです。</p> <p>以上がため池をめぐる国・県の動き、そして筑前町を取り巻く状況ということでございます。</p> <p>今後の町の対応については、町長のほうから回答いたします。</p>
議 長	町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>初めてでございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本町は議員も御承知のとおり、大河に接しております。その分だけ先人はため池というものを築造いたしまして農業を営んでまいりました。この先人の遺産が今回はこのような災害を生んだということにつきまして、さまざまな思いがあるところでございます。しかしながら、このため池というのは貴重な財産でございますので、このため池を生かしたまちづくりを進めていかなければならないと思うところでございます。</p> <p>お尋ねのハザードマップでございますけれども、筑前町の68カ所のため池、そのため池のハザードマップは今までつくっておりませんでした。</p> <p>しかし、今後の防災対策として、ため池が決壊した場合の備えとして安全な避難行動に役立てるため、68カ所ごとのため池だけのハザードマップを平成31年度から32年、2カ年かけて作成する計画であります。</p> <p>内容といたしましては、決壊した場合の想定される浸水範囲、浸水の深さ、防災関連施設等を記載する予定です。これにより地域で、隣組で、家庭で避難行動を話し合っていただきたいと思います。</p> <p>ため池ごとに作成する理由については、浸水が広範囲となったり、決壊する堰堤が複数になると考えられたり、ため池が密集している地域もあることから、まとめて掲載すると浸水区域がかぶって非常に見にくくなる可能性が考えられます。水害時に円滑に避難するための資料として、その視認性に鑑みまして、ため池ごとの作成を考えております。</p> <p>なお、作成に当たっては国の100%の補助事業を使う予定であり、この3月議会で平成31年度予算案として計上いたしております。</p> <p>このため池の防災マップ作成事業も、国のほうも申請事業であります。国のほうから義務づけられたものでは全くありません。しかしながら、本町はいち早くこの申請事業に手を挙げさせていただきました。</p> <p>国の方では、ここ3年間において集中的にため池防災等の事業を行うというでございますので、この時期を逸しますとななか町単独の予算では困難な部分がございます。そういう意味で、早速でありますけれども、31年度予算に今回計上させていただいているところでもございます。</p> <p>ため池は農業用水としての役割のほかに、地域にとって憩いの場でもございます。生物生息の場でもありますし、多面的な機能を有しています。工事の一時的な貯水機能も備えております。ため池を生かしつつ防災対策をとることで防災意識の高い地域社会を構築していきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>68カ所全てが防災重点ため池ということでございます。大変なことになると思しますけれども、よろしくお願いします。</p> <p>それでまた質問なんですが、ため池だけのハザードマップを作成されて、</p>

	今のこのマップはそのままということですか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>現在あるハザードマップについても31年度で更新をする計画にしております。</p> <p>これについても31年度予算案として今3月議会に計上しているところでございます。これについては国の補助事業を使いまして、国が50%、町が50%という補助割合でございますが、この補助事業を使って現在あるハザードマップの更新を計画しております。</p> <p>なお、この更新に当たりましては、2015年に水防法が改正されまして、考え得るだけの最大の降雨の浸水を組み入れてつくりなさいというふうな状況になっております。現在ある浸水予定区域からかなり今度ふえるのではないかと思っておるところでございます。</p> <p>いずれにしましても、来年度にあわせて更新する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>現在のハザードマップも更新されるということですので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、河川の氾濫により避難所への安全な避難経路が確保できない場合、仮の一時避難所の選定はどうしたらよいでしょうか。お尋ねいたします。よろしくお願ひします。</p>
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>町として仮の避難場所を選定してはどうかという御提案かと思いますが、町は現在、風水害及び地震に対応できる避難場所として、指定緊急避難場所を選定して指定をしておりますが、町として仮の一時避難場所の選定はしておりません。緊急を要する場合となる仮の一時避難場所については、地域ごとに考えてもらおうというスタンスでおるところです。</p> <p>なぜなら、その地域、そして家の構造、家族構成など、地域のことは地域が一番わかっております。あそこの公民館は水害は大丈夫だけど地震では建物が古いからちょっと怖いなとか、あるいは大雨が降ったときは同じ集落だけど高台にある誰々さん宅の家に避難しようやとか、あるいは何かあつたら裏の山に逃げようとか、そういうところで地域住民の方がそれぞれ検討して決定し、地域の避難計画をつくる、そして共助として防災力の高い地域社会を構築していくことが重要と考えております。</p> <p>したがって、仮の一時避難場所の選定、そして、それを含んだ地域での防災計画は今までどおり地域で担っていただきたいと思っております。自分たちの命は自分たちで守る、行政はそれを全力で支援していきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	柳議員
柳 議 員	<p>ただいま共助ということで、地域で防災を考える、避難場所を考えるということでございました。それぞれの地域で防災計画を立ててあると思うんですけども、その中で、やはり安全で安心できる場所の選定をしていっていただきたいと思っております。</p> <p>次に行きます。</p> <p>災害は地震、大雨、台風などとさまざまです。この災害に対応した避難所の選定方法に避難者にとって次のような問題が発生します。また、長期にわたれば総合</p>

	<p>的な対応も迫られると考えます。</p> <p>1、高齢者等の移動手段及び移動場所の確保の問題。2、肢体不自由者の居場所及びトイレ等の問題。3、精神的疾患を持つ方の居場所の問題。4、定期的に治療をしなければならない疾患を持つ方の対応。5、聴覚障害者・視覚障害の方への対応。これらのこと踏まえても、ハザードマップ1枚に全てを記載することになればかなりの無理が生じることが予想されます。</p> <p>ここで提案ですけれども、平成21年に策定されました筑前町都市計画マスター プランで示されております地域別構想の欄で指定されています地域の設定として、中牟田地区、三並地区、東小田地区、三輪地区に分けて、4枚のハザードマップを選定されたらどうでしょう。</p> <p>以上の質問でございます。</p>
議長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>3点ほど御質問がございましたので、それぞれ分けて順を追って回答いたします。</p> <p>まず、避難所指定の改定についてでございます。</p> <p>これについては、毎年筑前町防災会議で防災計画の見直しを行い、その一環で指定緊急避難場所、指定避難所の変更を必要に応じて検討しております。今年度は指定緊急避難場所の変更を行いました。</p> <p>昨年の豪雨によりまして、そのときの状況で、浸水の危険性があるために、めくばり館を取り消し、かわりに男女共同参画センターのリブラを新たに指定しております。なお、めくばり館については滞在施設の機能は果たせるということから、指定避難所についてはそのまま維持するところでございます。</p> <p>また、三輪小体育館は昨年豪雨時、南側の入り口付近のアスファルトが冠水をいたしましたが、北側入り口は比較的土地が高く、また、建物自体が2階建てとなっておりますので、安全性が確保されるために指定を継続いたします。</p> <p>そして中牟田小体育館は、ため池の安全性が確認されるまでは、指定は継続をいたしますが避難所開設はいたしません。そういう方針でございます。</p> <p>このように、対応できる避難場所として指定緊急避難場所の改定を行っています。今回の見直しについても来年度予定しておりますハザードマップの改訂、これに反映していきたいというふうに思っております。</p> <p>次に、災害弱者などが避難するケースについてということで、災害時に一人で避難することが困難な方は避難行動要支援者名簿への登録を推奨しています。この名簿登録は地域の共助により避難支援などを迅速かつ的確に行うものです。災害時に避難支援を行っていただく協力員に避難誘導をお願いし、協力員のいない方は地域の民生委員や区長に協力をお願いするものでございます。</p> <p>ただし、これに登録していない方もおられると思いますので、各行政区で共助として自主防災組織などで支援できる体制を構築してもらいたいというふうに考えています。</p> <p>また、障害者支援施設などでは障害者の方々の命を確保するために、独自にそれぞれ施設で避難計画を作成しております。</p> <p>それから避難所に避難する場合、高齢者や障害者、乳幼児連れの方など配慮が必要な方は優先して、避難所においては和室や空調施設のある教室へ割り当てたり、多目的トイレが備わった避難所に入つてもらいます。さらに、そこの避難所で対応が困難と判断される場合については、町で5カ所指定しております福祉避難所に受け入れをお願いいたします。</p> <p>次に、定期的に治療しなければならない疾患を持った人については、通院に支障</p>

	<p>が出ないように安全な場所への早目早目の避難をお願いするものです。</p> <p>あわせて人工透析療法を受けてある方に対しては、福岡県の防災メールまもるくんに登録をすれば、福岡県透析医会のほうから透析メールで情報のお知らせが来るようになっていますので、この登録の案内も行っております。</p> <p>いずれにしましても、要配慮者の避難については家族や地域による積極的な支援が欠かせません。地域で協力して要配慮者を守っていくという住民主体の防災力の高い地域社会の構築が必要と考えます。</p> <p>そして最後に、小学校区ごとのハザードマップの作成の御提案についてでございます。ハザードマップは災害時に円滑に避難するための資料でございます。事前に見てもらうことでその価値が発揮できるというふうに思っております。</p> <p>現状は1枚刷りで広げた大きさはA1、広げて壁に掲示することができまして、また、畳むとA4判になります。また、裏面に防災情報を掲載しております。現状のポスター形式での町内全域か、あるいは校区別の地図の分割のほうがいいのかという判断になろうかと思っております。比べてみると、正直一長一短あると思われます。今までA1サイズで壁にしか張れなかったのが、A3サイズになれば冷蔵庫にも張れるかもしれません。逆に、防災情報が一目で確認できていたのが、今までの情報を全て網羅するなら複数枚数になるということ、あるいは一目で全町確認できるのに対して、自分に必要のない地域まで見なくていいというふうに意見が分かれるところではないかと思います。</p> <p>このハザードマップにつきましては、全戸配布するほか、ホームページからの確認、そして印刷も対応できるように考えております。そういったところを総合的に考慮しまして判断したいと考えております。</p> <p>貴重な御提案をいただいたというふうに思っております。今後、協議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	柳議員
柳議員	<p>一つだけちょっと質問をさせてもらっていいですか。</p> <p>先ほどの災害弱者の件ですけれども、災害弱者の方におきましては、どういう対応してもらうかちょっと自分もわからなかつたもので質問させていただきます。</p> <p>当筑前町には警固断層の末端、それから西山断層が朝倉までつながっておりまして、マグニチュード7以上の地震がインターネット上では予想されております。</p> <p>この地震でさまざまな要因が考えられると思うんですけれども、まず、在宅介護をされている方が今ふえているんですけれども、この在宅介護の方が自分たちで病院等を探して連れていかなければならないのか。それとも、事前に当局から契約指定されている病院等があるのであれば、そういう情報を教えていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。</p>
議長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>在宅介護の、災害を受けての通院はどうするのかという御質問かと思います。</p> <p>おっしゃったとおり警固断層、北側と南側、南側のほうが志賀島の先、博多湾から筑紫野市の筑紫駅の手前まで通っておりまして、またそれとつながっておるのかどうかというのはまだ確認はできておりませんが、筑前町のほうも断層が通っておるというような状況です。</p> <p>県のアセスメントでは、マグニチュード7.2という予想が出ておるところですが、といった地震が起きた場合、全町的な被害というのが考えられます。</p> <p>また、地震についてはいつ起こるかわかりませんので、事前に備えというのにな</p>

	<p>かなかちょっと難しい状況だらうと思つております。</p> <p>そういうところで、基本的にはそれぞれ家族の方あるいは親類縁者の方、そして、それがだめなら地域の方といふうに原則思つております。</p> <p>個別にはいろいろなケースが出てくるかと思いますが、そのあたりについては、ちょっと今どういうふうにということで個別対応については答弁できませんが、基本的には家族、親類縁者、近所の方、地域といふうなところで考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	柳議員
柳議員	<p>在宅介護の方が今からふえていくと思います。国のはうも推進しておりますので、その対応も十分に、自助だけではなくてやっぱり共助、それから公助の考え方も必要ではないかと思っております。</p> <p>もう一つの提案ですけれども、災害に備えての災害弱者への対応、災害種別による避難場所の選定、避難方法、災害情報の取得方法などは、現在のマップでは壁に貼付した場合、裏面に表示されています対応策を見ることができません。</p> <p>それで、カレンダー方式でめくるようにして、このことについてはどこで見たらいいだろうというふうにまとめたらどうでしょうか。</p> <p>以上です。</p>
議長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>次はカレンダー方式ということでの簡単な冊子タイプというイメージかなと思っておりますが、そういう御提案かなと思っております。</p> <p>回答については先ほどの回答と同じになりますが、総合的にメリット・デメリットを考慮して判断していきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	柳議員
柳議員	<p>よりよい方法で防災のマップをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>今度の豪雨災害でさまざまな事柄が見えてきました。温暖化の原因が災害と大きく関係しているのかもしれません、担当部署であります環境防災課だけでなく、行政全体が総合的に対応する時代へと変化していることを感じずにはいられません。</p> <p>災害のない町、筑前町を目指そうではありませんか。それはとりもなおさず、災害による犠牲者を一人も出さないことが一番と考えております。</p> <p>最後に、町長の答弁をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員のおっしゃるとおりだと思います。災害こそ、まず最優先に取り組むべき施策でございます。</p> <p>朝倉が一昨年、大変な災害に見舞われました。そのことで我が職員も、また住民の方々も多くボランティア等々で援助活動を展開していただいております。そのことが一つ大きな教訓になっていることも事実でございます。</p> <p>7月5日の夜に私どもの三箇山地区で少年自然の家、野の花学園が孤立いたしました。そのときの対応として、私も夜の9時半に東峰村の村長にこういった場合の対応を電話連絡いたしました。そこで的確なアドバイスをいただいて、自衛隊への対応等になつたわけでもございます。</p> <p>そういう意味で、本当に隣の町で大災害が起きましたし、昨年は我が町でも</p>

	起こっております。このことをしっかりと学びながら、よりよいまちづくりに努力をしていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。
議長	柳議員
柳議員	ありがとうございました。 これで私の質問を終わります。本当にありがとうございました。
議長	これで2番 柳雅明議員の一般質問を終わります。
休憩	
議長	ここで休憩をします。 11時20分より再開します。 (11:10)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11:19)
議長	1番 寺原裕明議員
寺原議員	<p>議席番号1番 寺原裕明でございます。</p> <p>通告に従いまして質問いたします。初めての一般質問の場でありますので、少し所信を述べさせていただきたいと思います。</p> <p>このたびの選挙におきまして、初めて議席をいただきまして、町政にかかわる人員として、町政にかかわる仕事をさせていただくことになりました。昨年11月まで勤務しておりました大刀洗平和記念館では、多くの戦争体験者とお会いすることができました。とりわけ特攻隊員であった方たちともお会いしてお話を伺うことができました。どの方も同じように、二度と戦争はしていけないとお話をされました。戦争の事実を知れば知るほど、平和を維持していくこと、あるいは戦争を引き起こすことも非常に政治の力が大きなものであるということを改めて感じまして、今回議員としてそういう平和を守るために活動したいと思う大きな動機となっております。</p> <p>議員の仕事といいますのは、町政、町民の方たちの生活全般にかかわる仕事です。本当に私はまだわからないことがたくさんございますけれども、田頭町長初め、執行部、それから行政職員の皆様、議員の皆様から指導をいただきながら、しっかりと自分なりに勉強して、これまで応援、支援をしていただいた方たち、並びに広くは町民の皆様の負託に応えることができますよう、しっかりと職責を果たしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは最初の質問ですけれども、選挙の啓発についてであります。</p> <p>前回が無投票でしたので、前々回実施の筑前町議会議員一般選挙におきまして、約64%でありました投票率が今回は約53%と11ポイント下がっております。この今回の投票率というのは、実は、先般行われました沖縄県民投票とほぼ同じ投票率なんですね。</p> <p>皆さんも御承知のように、沖縄県の米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる県民投票で、反対の意思を示した県民が72.2%でございました。投票した人のほぼ4人に3人は移設に反対であるということだったんですけども、それでは投票率はどうであったかといいますと、今申しましたように住民投票の有効性を図る一つの目安である50%を超える52.48%と、これがほぼ筑前町の今回の投票率と変わらないということなんですけれども、私自身は、この沖縄県民の投票率というのではありませんなというふうに思いました。</p> <p>その理由はさまざまにあろうと思いますけれども、やはりこれまでの国政とのやりとりがありましたので、国政に対する諦めであるとか不信感とかいうものがあつ</p>

	<p>たのかなと、そういうことも聞いております。</p> <p>それでは、我が筑前町はどうかということなんですかけれども、そういう沖縄県であるような不信感であるとか諦めというものは私はないというふうに思いますけれども、やはり町民の皆さんがこの町政に対しての関心が、それほど私たちが思っているようには高くはないというふうなことが一つの原因ではないかというふうに思っておるところです。</p> <p>本質問は、町議会議員の選挙でありまして、町長としてはちょっと回答しづらい面もあると思いますけれども、町政にかかわる議会と町長が、町政をつかさどる、いわゆる車の両輪であるということから、その一方の長である町長の見解をお尋ねしたいというふうに思っております。今回の選挙における投票率の低下について、町長の見解と今後の課題、対策等についてお尋ねをします。</p>
議 長	町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>ぜひ新たな視点で、また平和という、立つ位置を明確にされまして、さらなる筑前町のまちづくりのためにともに頑張らせていただきたいと思います。よろしく御指導ください。</p> <p>選挙関係の啓発になりますは、どうも町長部局では、町長としては言えない分野もございますので、今回は議会の投票率等でございますので、議会制度等について、町長としての、私の考えを少し述べさせていただきたいと思います。</p> <p>今回の町議会選挙の投票率につきましては、今、議員から質問がございましたように、前々回より 1.1 ポイント下がって 5.3 %になりました。このことは本町のみならず全国的な課題と受けとめながらも、一昨日の西日本新聞一面トップに掲載されていたように、議員のなり手不足、定数割れにまで至らなかつたことは、私は前筑前町の議会において決定された定数削減の一つの成果だとも思います。</p> <p>さらに投票前に公開討論会等が開催されておれば、各候補の主張なり政策がより表現でき、投票率向上の材料になったかとも思うところであります。</p> <p>私は人口減少社会の、また民主主義の学校とも言われる地方自治体の議会の形態としては二つあろうかと思っております。と同時に学者のほうからもそのように述べられております。</p> <p>一つは報酬を引き上げて生活給を保障する専業議員による専門型、もう一つは低報酬で兼職兼業中心の多数参画型があり、両制度を大いに議論すべき時代に入ったんではなかろうかとも思います。ヨーロッパ諸国も両形態が存在し、日本でも制度設計が今総務省のほうで検討されていると伺っております。</p> <p>これには基本的フレームとして国の法的整備が必要になると考えます。あわせて地方自治体での議論が必要になると思われます。要は、住民のまちづくりへの参加意識をどう高めるかということだと思います。</p> <p>本町でも住民参加のまちづくりのために、議会では議会報告会、町のほうでも町政報告会等を開催しておりますけれども、それぞれ参加者数と年代層において、主催者の思いと住民参加のミスマッチが生じていると言えると思います。各世代の住民の関心を高めるための工夫が必要であると考えます。</p> <p>そういう中ではありますけれども、先月、この場で開催させていただいた子ども議会、あるいは新成人者との懇談、若手農業者との意見交換、消防団員等との意見交換、わらかがし等の制作者との意見交換等さまざまに行つたところでござりますけれども、若者も町を考え、将来も我が町に住みたいと願う多くの若者に出会うことができました。</p> <p>また、スポーツ少年団、文化少年団等の指導や交通安全等の街頭指導、ごみの分</p>

	<p>別収集と、地道なまちづくり活動が定着している町でもございます。そういった方々とのまちづくり議論も有効なのではと思うところであります。</p> <p>我々政治家はともに思いを表現し、約束事を形にして住民に評価してもらわなければなりません。投票率の向上は、まちづくりについて、子供たちの視点学習も含め、関心ある人たちの輪を広げていくことだと思います。</p> <p>そういう町長の見解とさせていただきます。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>選挙管理委員会を持っています事務局の総務課のほうから今後の対策という形で回答させていただきたいと思います。</p> <p>町としては御存じのように、広報紙、防災無線、役場のほうに本庁・支所に懸垂幕等で選挙啓発のほか、新有権者への啓発、朝倉地域選挙管理委員会協議会というのがございまして、そちらのほうで朝倉東高校、朝倉高校とかに出向きて、模擬投票の実施、また、先ほど町長が回答しました中に子ども議会の開催というのも含まれますけれども、そういう主権者教育などさまざまな取り組みを行っているところでございます。</p> <p>しかしながら、なかなか投票率に反映されないというのが現実でございます。</p> <p>本町だけでなく全国的に投票率が低いというふうな傾向になっているとは思いますけれども、今後も地道な啓発活動を継続していくことが最重要ではないかなと考えているところです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>町長の話にもありましたように、若者を巻き込んでいくと。私は、筑前町は人口が減らないで微増しているというふうな状況で、これは福岡県の中でも、珍しいと言ったらおかしいですけれども、非常にいい例だというふうに思っています。そのためにはやっぱり若い世代がここに定住していただいて子育てをしてもらうというふうなことがありまして、やっぱりそういう若者世代、子育て世代にどう啓発を進めていくかと。地道な活動がいずれにしても大事になってくると思います。</p> <p>お尋ねしてきたところですけれども、私たち議員の議会のあり方といいますか、議員のあり方にもかかわってきている問題だと思いますので、このことはやっぱり自分自身もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは2番目の大きな質問、学校教育について。町内小中学校における初任者研修についてお尋ねをいたします。</p> <p>この問題を取り上げる発端となりましたのが、私の知り合いである校長先生のお話でした。この方は以前、筑前町の小学校に教員として勤務なさったことがありまして、今は北筑後教育事務所管内の小学校で校長をしておられます。</p> <p>その方いわく、今新任教師の対応が大変なんだと。以前に比べると新任教師の人数がふえていますし、中には子供たちの学習指導がよくできない、子供たちとの信頼関係がつくれない、保護者への対応ができない、問題起きてもなかなか報告が上がってこないので、周りが気がついたときにはもう問題が大きくなり過ぎて、もう手がつけられないような状況になってしまうと。校長の私がよっちはうクラスに入っているような状況ですというふうなことでした。</p> <p>この初任者の採用について、県の教育委員会に尋ねてみましたところ、次のような状況がわかりました。福岡県における、小学校ですけれども、採用試験の競争率ですが、平成29年度が2.2倍、30年度、本年度が1.6倍、来年度、もう採用試験は終わっていますけれども、これが1.3倍。本当に以前に比べると低い数字にな</p>

	<p>っています。</p> <p>ここまで競争率が下がってきた理由として大きく二つありますと、いわゆる団塊の世代から始まった大量退職者の人数がピークを迎えており、それから特別支援学級、特別な支援をする児童生徒に対応するクラスですね、この支援学級の増設等で採用人数がふえていると。</p> <p>その一方でブラック企業と言われるほど時間外労働が多かったり、児童生徒や保護者との対応が非常に大変だったりしまして、先生になりたいと思う人たちが減少しているということがあります。</p> <p>以前は、学校現場に何年も講師として勤務して、子供たちや保護者からも信頼されて、人が採用枠が少ないためになかなか正式に採用されない。私たちもなぜこんないい人が先生になれないのかというふうに非常に歯がゆい思いをしたこともありましたけれども、今はそれに比べると非常に先生になりやすい状況があります。しかし一方で、先ほどの校長先生のお話にもあるような難しい問題も起きてきているということです。</p> <p>そこで、まず最初ですけれども、この3年間、平成28年、29年、30年度における町内小中学校に採用された初任者の人数についてお尋ねをします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、平成28年度から今年度までの3年間に採用された本町における小中学校の初任者の人数をお答えいたします。平成28年度は小学校5名、中学校3名の計8名。29年度は小学校4名。今年度30年度は小学校5名、中学校3名の8名という状況になっております。</p> <p>以上ございます。</p>
議長	寺原議員
寺原議員	<p>この3年間で、町内の小中学校に20人にもの初任者が配置されております。合併前の旧甘木市及び旧朝倉郡では、当時、新任が全く配置されない町村もあったと記憶しております。それからすると、初任者採用が格段にふえていることがわかります。</p> <p>そこでお尋ねですけれども、初任者の先生たちが学習指導や生徒指導、保護者対応等でうまくいかないといった状況がありましたか。もちろん経験を積んだ教師であってもうまくいかないことはあります。</p> <p>そこで特に目立った例があれば、どんな状況であったのか。また、そのようになった原因をどのように分析して対応がなされたかお尋ねをします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員御指摘のとおり、初任者の先生の中で、学習指導や生徒指導、保護者対応等で悩みを持たれている先生は経験を積んだ先生よりも多いように思われます。特に保護者対応や児童生徒との人間関係づくりにおいて悩みを持たれている先生が多いように感じます。実際に、生徒指導において行き過ぎた指導により生徒が不安を抱き、保護者からの相談等がございました。</p> <p>原因としましては、日ごろからの生徒、保護者との人間関係づくりや職場での管理職等との報連相がうまくできていないように感じました。</p> <p>教育委員会としましては、学校を訪問しての指示、定期的な授業参観、教育課へ初任者と初任者研修指導教員に来てもらいまして研修等を行ったところです。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	寺原議員

寺原議員	<p>やはり個々それぞれによって状況が違う、本人の持っている資質の問題もありますし、いろんな状況があると思いますので、ぜひ具体的なところで今後も対応をしていっていただければというふうに思います。</p> <p>次に初任者研修の概要ですね、主な内容や時間数、校内で行う研修、校外で行う研修がありますので、その辺のところについてお尋ねをします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>研修の概要について説明いたします。</p> <p>まず、校内における研修が年間170から200時間。そして、校外における研修が14日間ございます。校内における研修では、教員の一般的な職務遂行に必要なことや教科等における指導法、教育実践上の課題解決について学ぶ機会となっております。校外における研修では、県教育センター、県体育研究所、北筑後教育事務所に出向き、教員としての服務を含めた資質能力を高めるための研修を行っております。</p> <p>校内研修は一般研修と授業研修、そして課題研修の三つに分けることができます。一般研修においては週に2時間、授業研修においては週4時間を設定し、課題研修については計画的に年間20時間から30時間設定するようになっております。</p> <p>校外研修は県教育センター及び県体育研究所による研修が4日間、北筑後教育事務所による研修が10日間となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	寺原議員
寺原議員	<p>今、一つの例ですけれども、校内研修が170から200時間というふうに時間の幅があります。この時間の幅というのは町教育委員会の裁量で決めていいということになりますか。お尋ねします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>この時間の幅につきましては、教育委員会独自での裁量によって設けているものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	寺原議員
寺原議員	<p>初任者の指導については、指導教員という先生がおられます。その指導教員の役割、仕事内容についてお尋ねをします。また、町の教育委員会にも指導主事の先生もおられますので、指導主事は初任者研修にどのようにかかわっておられるかお尋ねをします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えします。</p> <p>初任者の指導に当たる指導教員の役割は、年間を通して系統的・組織的な研修が行われるよう企画・運営を行います。</p> <p>そして、先ほど申しました校内における研修において、口頭指導、観察指導、研究授業指導、師範授業、授業参観指導、作業指導及び作業点検の指導を行います。</p> <p>町教育委員会の指導主事は、町単独の研修として年2回研修を行っており、そこで初任者の授業研修において指導・助言を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	寺原議員
寺原議員	今の答弁では、基本的な初任者の指導は基本的に指導教員が行っていくというふうなことで理解をしました。

	<p>校内研修が年間170時間から200時間、そして校外研修が年間14日間ということで、この研修の間、初任者は当然、自分の担任しているクラスから外れることになります。そういうことなのかお尋ねをします。</p> <p>例えば、中学校では教科担任ですので、その時間に研修を入れることがわかれれば、あらかじめ授業を組まないというふうなことも聞いていますけど、小学校の場合は担任をしていますので空くわけですよね。そのあたりがどうなのかもお尋ねします。あわせて、初任者が担任クラスを外れる際にその当該クラスの児童生徒への対応をどうなされているのかお尋ねをします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えします。</p> <p>まず、校内研修の14日間に関しましては、県教育センター、北筑後教育事務所、他校への授業参観として1日または半日の研修となり、学校を離れることになります。</p> <p>校内研修に関しましては、一般研修と授業研修と課題研修の三つに分かれます。</p> <p>このうち授業研修においては、小学校、中学校で若干違いはあります、担任クラスまたは担当クラスで行うのがほとんどであると考えられます。</p> <p>そのように考えますと、授業研修を除いた一般研修と課題研修を合わせた70から90時間と校外研修の14日間はクラスまたは学校を離れるということになります。初任者が初任者研修で担任クラスを外れる際は、後補充教員が学級に入り授業を行っております。</p> <p>年間授業時間数は学校教育法施行規則及び学習指導要領に規定されており、各学校は必ず達成するように努めているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	寺原議員
寺原議員	<p>新任の初任者というのは、やっぱりどうやっていいかわからなことがたくさんありますし、子供との信頼関係、どう向き合っていくかというのが非常に大事な時期でもあります。わからないので研修があるんですけども、そのあたりが非常に私たちも以前から心配をしておったところがありました。空いたところをきちんと対応なされているということではありますけれども。</p> <p>今申されたのは県の教育委員会からの研修ということですけど、町独自で行われている初任者研修がありますか。あれば、その目的とか研修内容、時間数をお尋ねします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えします。</p> <p>町独自の研修としましては、先ほど申し上げました年2回の研修を行っております。1回目は4月の始まりに、町民や保護者等の信頼を失墜させることがないように、町講師や初任者を対象とした不祥事防止研修会を1時間行っております。そして2回目は8月の終わりに、児童生徒理解が人権同和教育の出発点であり、人権を守るために実践的な行動力などを身につけさせることを目的として、人権同和教育についての研修を筑前町隣保館において2時間程度行っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	寺原議員
寺原議員	<p>よくわかりました。</p> <p>町でもそのほかに主題研研修なんかをなさっていますけれども、初任者研修については基本的な研修がたくさんあるということで、町としてこの2回ということですね。</p>

	<p>私が大刀洗平和記念館に勤務していた時分に仕事で遅くなりまして、帰りが夜の9時、10時になることがたびたびありました。帰り道に学校の前を通ると、職員室や教室によく電気がついているんですね。通ったときはほとんどついていると言つていいと思います。</p> <p>仕事をする人間としては、頑張っているなというような共感の思いがあつたことも事実ですけれども、こういう状況が毎日のように続くのはやっぱりよくないと思うんですね。のような状況は本町だけの問題ではなくて、全国的な問題でもありますから、そういう多忙化解消に向けての対策を講じていくということも非常に喫緊の課題であると思っております。</p> <p>そこで、初任者が今言ったこういうたくさんの研修をやるわけですけれども、この仕事をこなしていく上で時間外労働がふえている状況がないのかお尋ねをします。また、時間外労働をさせないために、どのような指導がなされているかお尋ねをします。</p>
議長	教育長
教育長	<p>それでは、その点について、私のほうから回答させていただきます。</p> <p>先ほど紹介がありましたように、今年度、新任の先生が小学校5名、それから中学校3名ということですけれども、行事や授業研修があるときには特に時間外の勤務が多くなっているというような状況はあります。議員御指摘のとおり、初任者研修関連の仕事をこなすことが時間外労働をふやすことの一因となっているということが予想されます。実際に、初任者研修では学校から離れる時間が多いためや、提出物、指導案とか研修の日誌等になりますけれども、そういう提出物が多いことが原因と考えられます。</p> <p>しかし、初任者研修は教育公務員特例法の第23条の規定に基づき、新規採用教員に対して現職研修の一環として実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得させることを目的として行わなければならないというふうになっております。</p> <p>そのため、学校としては初任者指導教員だけに任せるのでなくして、初任者研修委員会を校務分掌に位置づけまして、共同でみんな力を合わせてチームワークで体制を確立しているところでございます。</p> <p>また、負担軽減に関しては、校務分掌を数人体制にしたり、非常勤講師による授業時間の軽減等もしたりしているところでございます。</p> <p>なお、時間外労働の縮減のための取り組みといたしましては、教職員に対して県の教育委員会が示します教職員の働き方改革取り組み指針を踏まえまして、啓発を校長会で行っております。</p> <p>また、今年度より8月13日から15日までの3日間を学校閉庁日としたりして、また、一部の学校では留守番電話を設置して、18時以降は電話対応をしないということで、そういう軽減を図っているところでございます。</p> <p>さらに31年度4月からは県の働き方の指針をもとに、筑前町での教職員の働き方改革に向けた具体的な取り組みとして、町の働き方改革指針を示しまして、実施していくことを予定しております。</p> <p>この指針では、教職員の意識改革として、勤務時間の適正な把握ということで校内支援システムというのを導入しておりますけれども、それを活用してそういう適正な勤務時間の把握をしていくこと、それから先ほど申しました学校の閉庁日を設ける、あるいは定期退校日ということで、それを月2回から週1回の設定に変更すること等、それから中学校においては、部活動の部活動指導員を配置するなど、そういうことをその趣旨に明記しまして、それをやっていこうということで、現</p>

	<p>在計画をしておるところでございます。 以上です。</p>
議長	寺原議員
寺原議員	<p>やはり研修の目的を達成するために、なかなかやっぱり時間外になることもあるというふうな、非常に教育委員会としましても頭が痛いところではないかなというふうに思うところです。</p> <p>現行、今行われております初任者研修が初任者本人や当該クラスの児童生徒にとって効果的かつ有意義なものになっているのかどうか、現在のところまでの成果と課題についてお尋ねします。</p>
議長	入江教育長
教育長	<p>お答えいたします。</p> <p>北筑後教育事務所管内における昨年度の初任者研修における初任者の現状というアンケートの結果によりますと、初任者研修によって授業づくりについての基礎・基本を身につけることができたかという質問に対しまして、とてもそう思ったというのが61%、概ね思ったというのが39%、余り思わなかったというのは0%ということです。</p> <p>この結果から、初任者研修が学力向上の本丸の部分である授業づくりに対しては、大きな成果をなしているというふうに考えられます。</p> <p>それから、初任者研修によって、児童生徒を理解し、教師も子供も居心地のよい学級づくりを進めることができたかという質問に対しましては、とてもそう思うというのが14%、概ねそう思ったというのが75%ということで、89%の方は初任者研修によってそのように回答し、これらの研修を受けることで児童生徒に研修が還元され、効果的かつ有意義なものになったというふうに考えられます。</p> <p>ただ、残る11%の初任者は、余りそう思わなかったという回答でありますので、教育委員会といたしましては、教育事務所や県の教育センター等との研修や今の社会の動向を把握しながら、どのような研修が今の本町により必要なかを見きわめながら初任者研修を研究していきたいと思っております。</p>
議長	寺原議員
寺原議員	<p>やはり研修をすることでよかったですというふうな声があったということは今のお話でわかりました。ただ、やっぱり率直なところ、初任者の負担というのはかなり重たいというふうには思います。もちろん私たちが初任者のころも研修はあっておりまして、ただ、やっぱり現在と比べると時間数が少なかったように思います。余りクラスを空けたというふうなイメージは持っております。もちろん経験値が少ないためにわからないことも多かったのも事実ですし、失敗もありました。ただ、同学年の先生とか周りの先輩教員たちからいろいろ御指導、助言をいただいて、何とか子供たちも私も育ててもらったというふうな思いがあります。</p> <p>今の指導教員の制度も確かに大きなメリットもあると思いますけれども、指導教員がいることで周りの教員がその初任者にかかわりにくく、やっぱり声をかけにくくなるんですね。余り口出ししたらいかんやろうというふうなこともあります、そういうふうなデメリットもある。これは何とも言えん。どっちがいいというふうなことではないですけれども、そういうこともあるということは知っておいていただきたいと思います。</p> <p>最後の質問なんですけれども、今、初任者研修の現行の分の成果と課題を言っていただきましたけれども、来年度から、これまでの研修を受けて初任者研修の見直しがあるというふうに聞いております。概要で結構ですのでお尋ねをします。</p>
議長	入江教育長

教 育 長	<p>お答えいたします。</p> <p>来年度から初任者研修が変わります。今まで「初任者研修」と言っておりましたけれども、来年からは「若年教員研修」というふうに名称が変わりまして、これまで1年間の研修があっておりましたけれども、それが3年間というふうに期間を変えて行われます。</p> <p>それに伴いまして、1年目の若年教員研修では、校内研修が約60時間削減されます。校外研修が3日間削減をされるというふうに聞いております。</p> <p>内容については、これまで公開授業として教科を2回、道徳科を1回、学級活動を1回行っていましたが、教科を1回、道徳科を1回、特別活動等を1回へと変更になっております。これにより年間4回行っていた公開授業を年3回へ変更とともに、学級活動を特別活動等として幅広く授業ができるように設定がされております。</p> <p>初任者だからといいまして、子供や保護者が待ってくれるという状況ではありませんけれども、これまで1年間で初任者研修を終えていたものを3年間へと広げることで、初任者の先生にとって目の前にいる子供たちへの向き合い方、向き合う時間がふえていくと思われます。</p> <p>そして、若年教員研修が3年間続くということで、周りの教職員にとっても見守りとか指導等を継続させる3年間になるというふうに考えられると思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	寺原議員
寺原議員	<p>私はよかったですなと思います。実はそれは、もう私たちがずっと以前から思っていたことで、今の現行の研修というのはもう随分長く続いている、ちょっと何年間かわかりませんが長く続いていると思いまして、そういう現場の声を教育委員会がそれを集約して、例えば県の教育委員会に上げていくとか、そういうことがもっと早くなされたらよかったですかなというふうにも思うところです。</p> <p>いずれにしても、ぜひ有意義なものになっていくといいなというふうに思っています。</p> <p>私が教師になってすぐに当時の校長先生からかけていただいた言葉、これはもう、今でも忘れないんですけど、「初めて子供たちを担任するのだから、わからないことがあったり、時には失敗することもあるだろう。しかし、あなたが思うように一生懸命やりなさい。もし何かあったら私が責任をとります。それが私の仕事です」というふうに言われたんですね。</p> <p>この校長の言葉にどれだけ勇気をもらったか、背中を押してもらったか。それでも至らないことたくさんあったんですけども、よし、やるぞという気持ちだけは持って受け持った子供たちと向き合うことができたと思っております。</p> <p>学校教育に限らず、現代社会における仕事というのは、細分化、分業化、デジタル化、マニュアル化されてきていまして、誰もが便利に効率的に仕事を進めることができますようになってきております。</p> <p>しかし、働く人たち一人一人の思いが大事にされたり、職場における人ととのつながり、信頼関係といったものが結局は仕事をする人間の原動力になるというふうに思いますし、このことは昔も今も変わらないものであるというふうに私は思っております。</p> <p>しかし、目の前にある仕事が山積みの状態では、自分のことだけで精いっぱいで周りに目が向かないのは当然であります。やはり職場に一定程度のゆとり、余裕がないとできません。</p> <p>今回は初任者研修についてということでお尋ねをしましたけれども、実はこれは</p>

	学校教育全体の問題でもあると思っています。そのようなことにも配慮していただいた上で、今御説明がありました新しい初任者研修が、真に初任者本人や当該クラスの児童生徒にとって効果的かつ有意義なものになるよう、改めて町教育委員会に御指導をお願いしまして質問を終えます。ありがとうございました。
議長	これで1番 寺原裕明議員の一般質問を終わります。
休憩	
議長	ここで休憩をします。 午後1時より再開します。 (11:59)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:00)
議長	4番 石橋里美議員
石橋議員	<p>初めて的一般質問で少し緊張しておりますが、よろしくお願ひいたします。</p> <p>通告に従いまして、学校施設の環境改善として、トイレの洋式化について質問させていただきます。</p> <p>近年では、家庭に洋式トイレが普及していることもあり、学校では使い慣れていない和式トイレの使用に苦痛を感じる子供がいるとよく耳にいたします。トイレに行きたいけれど、学校の便器は和式だから嫌だ、我慢しようというような、学校では児童・生徒がトイレを我慢するといったケースも報告されております。ある調査によりますと、学校で大便をしない小学生は3割に上り、和式トイレが多い学校ほど、そこに通う子供が我慢する傾向も強いと言われています。自宅の洋式トイレで育った世代の子が学校の和式トイレにとまどい、抵抗を覚えることは容易に理解でき、学業への影響はもちろん、便秘など健康面の心配も尽きません。洋式化により、家庭環境に近づいたトイレなら、排せつを我慢することも減り、子供たちの健康を守ることにもつながることは、親として一番望んでいることだと思います。</p> <p>そこで、学校トイレの現状につきまして、次の2点についてお伺いいたします。</p> <p>まず一つ目は、小中学校、各学校別の和・洋式トイレの設置数とその割合についてお尋ねいたします。</p> <p>二つ目は、校舎、体育館、屋外トイレ別の和・洋式トイレの設置数とその割合についてお尋ねいたします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>平成28年6月に実施されました文部科学省による公立小中学校施設のトイレ状況調査の結果から、一つ目の各学校の和・洋式トイレの設置数と洋式の割合についてでございますが、三輪小学校が和式10、洋式72の88%、東小田小学校が和式22、洋式22の50%、中牟田小学校が和式30、洋式28の48%、三並小学校が和式26、洋式11の30%、三輪中学校が和式30、洋式33の52%、夜須中学校が和式54、洋式15の22%となっております。</p> <p>二つ目の校舎、体育館、屋外トイレ別の和・洋式トイレの設置数とその割合については学校種別ごとにまとめまして、小学校が校舎が和式62、洋式107の63%、体育館が和式20、洋式11の35%、屋外トイレが和式12、洋式21の64%、中学校につきましては、校舎が和式51、洋式44の46%、体育館が和式21、洋式2の10%、屋外トイレが和式12、洋式2の14%となっております。</p> <p>以上でございます。</p>

議長	石橋さん、手を挙げて。
石橋議員	ごめんなさい。
議長	石橋議員
石橋議員	先ほどの学校別の洋式の%が出ましたけれども、各学校によって格差がありますけれども、これに対しては、どのような理由がありますでしょうか。
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>洋式の設置率が最も高い学校は三輪小学校、続いて三輪中学校となります。逆に、低い学校は夜須中学校になっております。この学校間の差は、夜須中学校校舎が48年建築と58年建築ということであり、古い建物になると、当時、和式が主流であったということになってくるかと思われます。</p> <p>一方、三輪小学校の校舎につきましては、平成22年と建築が新しいため、洋式トイレの設置のほうが多くなっているという現状であります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	石橋議員
石橋議員	<p>私が調べた小中学校におけるトイレ洋式化率は、福岡県平均が約49%、全国平均が約43%に対しまして、筑前町では約54%と、県や全国の平均を上回っておりますが、ただいまの答弁にありましたとおり、学校別に見ますと、小学校では三輪小学校が88%に対し、三並小学校が30%、中学校では三輪中学校が52%に対しまして、夜須中学校にあっては22%となっており、整備時期などの諸事情もあるとは思いますが、学校間の格差が大きいことがわかりました。</p> <p>学校のトイレは子供たちだけの問題ではありません。学校は、地域コミュニケーションの拠点であり、大規模災害時には避難所となるなど、老若男女を問わず、多くの住民が利用いたします。実際、東日本大震災や熊本地震でも、被災者の多くが和式トイレに悩まされたとの声が上がっており、災害時には、高齢者や障害をお持ちの方も避難されるわけですから、全ての人に配慮したトイレ環境が必要だと考えます。</p> <p>2016年に発生した熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会では、避難所となった学校施設の利用状況の中で、市民から最も多い声はトイレについてであり、和式は高齢者には使えないという実態が報告されております。また、和式便器の感染症リスクを指摘する声も上がっており、あるトイレメーカーの調査によりますと、和式便器の周りからは大腸菌が検出される場合が多く、それを靴で運んでいると推測しております。和式便器を一個残すことは、感染リスクを残してしまうことにもつながります。衛生管理の観点からも、子供たちの健康を守ること、また、衛生的な避難所運営を行う上でも、トイレの洋式化は必要不可欠であると思います。</p> <p>そこで、災害時に避難所を運営する立場にある者として、和式トイレが多くを占める学校施設のトイレ状況について、どのように考えておられるのか御所見をお伺いいたします。</p>
議長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えをいたします。</p> <p>避難所を運営する立場から、学校施設のトイレ状況をどう考えているのかということで、まず、災害時の避難所のトイレの対応について現況を説明をいたします。</p> <p>通常は、避難所施設のトイレを使用することになりますが、仮に災害による施設のトイレが使えなくなった場合、あるいは、多くの避難者が避難され、施設のトイレでは数が不足する場合、備蓄品として備蓄している簡易トイレを使用いたします。</p>

	<p>段ボール組み立てトイレで、数量は現在33個、810回分のビニール袋を準備しています。軽くて丈夫でビニール袋を準備さえすれば、さらに何回でも使えるというものでございます。腰をかけて用を足しますので、形態から言えば洋式トイレということになろうかと思います。さらに避難が長期になりそうであれば、すぐに災害時協定を結んでおります業者から、仮設トイレをレンタルいたしまして、対応するところにしております。その際は、和式だけではなく、洋式トイレも設置したいと考えておるところです。また、現在、洋式トイレがない学校体育館におきましては、避難の状況により、備蓄している簡易トイレあるいはレンタルトイレの投入のほうも検討したいと思います。</p> <p>それから、避難所の運営になりましたら、いろいろな方の共同生活の場となりますので、避難所生活における一定の配慮も必要となってまいります。そのあたりの配慮については、町が平成29年12月につくった避難所運営マニュアルに定めておりますが、トイレに関しては、仮設トイレの一部を女性専用として、かつ、別々の場所へ設置するように努めるものとしております。また、夜間の利用を考慮し、照明などの設置の配慮も行いたいと思うところです。</p> <p>避難所での生活は大変不自由となります。少しでも快適に過ごせるように努めてまいる所存でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	石橋議員
石橋議員	<p>ただいまの環境防災課長のお答えで、災害時には施設のトイレが使われなくなつた場合や、施設のトイレ数では不足した場合に、町で備蓄している洋式の簡易トイレも設置し、対応されることはわかりました。災害発生時の避難所運営に当たっては、トイレ利用も含め、女性や高齢者、障害をお持ちの方でも安心して避難生活ができるよう、環境面や衛生面に細心の注意を払って運営していただくようお願いいたします。</p> <p>次に、学校施設は子供たちの学習生活の場であるとともに、地震などの災害発生時には、地域住民の指定避難場所として役割を果たすため、文部科学省において、地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を国が交付金として地方公共団体へ交付する学校施設環境改善交付金制度があると伺っております。</p> <p>そこで、学校施設環境改善交付金とは、どのような制度であり、学校トイレを洋式化する整備にこの制度の利用の可能性についてお伺いいたします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>学校施設環境改善交付金とは、地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を国が交付金として地方公共団体へ交付するものです。</p> <p>対象事業としては、危険建物の改築、大規模改造事業、地震防災対策事業、屋外教育環境整備事業等がございます。</p> <p>交付金の算定割合は原則3分の1となっております。</p> <p>これまでの制度の活用状況としては、近年では、平成25年度に夜須中学校グラウンド整備事業、26年度には小中学校空調設備工事、28年度に夜須中学校体育館天井改修工事等でこの交付金を活用しております。</p> <p>お尋ねの学校トイレ改修については、補助要件を満たすことによって本交付金の大規模改造事業の対象となります。施設整備を行う際は、補助要件やその他有利な財政補助等を調査し、財政負担の軽減に努めていきたいと思っております。</p>

	以上でございます。
議長	石橋議員
石橋議員	<p>平成28年の11月に文部科学省から全国小中学校の洋式トイレの導入率がいまだ43%であることが公表され、それ以降、災害時の避難場所となることも考慮に入れ、100%洋式化を指針とする自治体や、これまでの大規模改修時のトイレ改修からトイレ単独改修へと方針転換を打ち出した自治体もあるなど、各地で急ピッチで洋式化が進められています。また、筑前町地域防災計画においても、指定緊急避難場所等の施設整備として、特に、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な洋式トイレなどの整備に努めるとされております。</p> <p>このような状況も踏まえ、今後のトイレ洋式化に対する見解について、町長にお伺いいたします。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員も御案内だと思いますけれども、筑前町は他の自治体に先んじて、下水道整備事業を実施いたしました。福岡県下では、整備率はトップレベルでございます。あわせまして、多額の借金も有していることも事実でございますけれども、そのことによりまして、生活環境の改善がなされたという住民の方が多くおられるということを感じておりますと同時に、人口が今、微増の状況にあるのも、この下水道の整備によるところが大きいんではなかろうかと、そういった分析もなしているところでございます。そういう意味からして、下水道、特にトイレにつきましては、やはり一步先んじた政策も必要だろうと、そのように考えております。</p> <p>今度、今、予定されております、みなみの里の道の駅につきましても、トイレ、もちろん洋式を中心といたしまして、防災トイレ等も整備するように県のほうに要望しているところでございます。</p> <p>学校トイレにつきましては、先ほど課長からも説明がありましたように、また、議員からの今の質問によりまして、非常に、学校間の整備率がアンバランスであるということも再度、認識をさせていただきました。そういう面からも、町の財政事情等々、それからまた、有利な補助事業等をしっかりと勉強いたしまして、また、教育的見地から、それから災害的見地から、十分に前向きに検討していきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	石橋議員
石橋議員	<p>ただいまの町長のお答えにもありましたけれども、万が一、災害が発生した場合で、この仮設トイレを設置したとしても、先ほど教育課長のほうからも言われましたけれども、施設のトイレ使用を前提としている以上、この洋式トイレ率が屋外トイレで49%、体育館にいたっては24%という現状の中で、この高齢者や障害者をお持ちの方などに配慮したトイレ環境と言えるのでしょうか。</p> <p>学校トイレの洋式化につきましては、子供たちが平等な教育環境の中で生活ができるよう、また、万が一、災害が発生した場合においても、町民の皆様が等しく避難生活ができるよう、町の限りある予算の中ではあると思いますが、町の財政負担を少しでも抑制できるよう、財源の確保に努めていただきながら、校区間の格差是正が一歩でも前進するように、トイレ環境の改善について、スピード感を持って検討し、取り組んでいただくよう要望いたします。</p> <p>これで私の一般質問を終わらせていただきます。</p>
議長	これで、4番 石橋里美議員の一般質問を終わります。

	引き続き、行います。 5番 木村和彦議員
木村和彦議員	<p>改めましてこんにちは。</p> <p>通告書どおり、一般質問を行います。</p> <p>私は、安心して暮らせるまちづくりを目指すとの考え方でこの場に立たせていただいております。よろしくお願ひします。</p> <p>昨年7月の豪雨災害では、私の地元のため池決壊を初め、多くの方が被害に遭われました。そこで、昨年の7月の豪雨災害の復旧・復興について4点ほど御質問いたします。</p> <p>昨年の災害では多くの方が被災されましたが、まだ一部の箇所しか工事が始まつておらず、不安に感じておられます。災害に遭われた農家、また災害に遭われた近隣の住民は、いつから工事が始まるのか、どのような工事が行われるのか、今年の大雨でまた二次災害が出るのではないか、また受益者の負担額は幾らになるのかなどの心配の声があります。</p> <p>まず1点目の御質問ですが、今回の災害は全国的に被害が甚大かつ大規模であったということで、本町においても激甚災害に指定されたと伺っております。そこで、激甚災害の指定を受けたことで、工事期間について特段の復旧期間が設けられているのかをまずお尋ねいたします。</p>
議長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>災害復旧事業の復旧工事の期間につきましてお答えをいたします。</p> <p>早期復旧が原則でございますので、そのことからも、激甚災、通常災問わず、制度上、被災した年を含め3年度以内に完了するようになっております。ただ、本町としましては、従来から申し上げておりましたように、目標として来年度3月末までには全て完了するよう考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	木村和彦議員
木村和彦議員	<p>被災された町民の方々も早期復旧を望んでおられると思います。今後、復旧に向けて1日でも早い復旧・復興を希望いたしまして、二点目の質問に入らせていただきます。</p> <p>激甚災害以外の箇所について質問いたします。</p> <p>災害が町内でも広範囲かつ規模によっては複雑かつ大規模に被災しております。そこで、今後復旧を進めていくためには、災害場所、規模的な問題等により、町として復旧を実施するため、復旧工事の優先順位的な考え方をお持ちなのかをお尋ねいたします。</p>
議長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>昨年7月豪雨に伴いまして、施設等の被災も甚大でございまして、件数もかなり多く、範囲も広範囲でございまして、今回、この豪雨災害の原因によりまして住民の生活に大きく影響を及ぼしていることからも、町としては一日も早い復旧が必要であるというふうに考えております。</p> <p>そこで、優先的な考え方の御質問でございますけれども、発災直後から一定の間に対応が必要となる、例えば道路等の開放、瓦れきや崩土撤去等による応急復旧工事等を含めたまずはライフラインの復旧でございます。復旧計画につきましても、同様な考え方で、現在、復旧を進めておりますけれども、先ほど申し上げましたように、まずは被災した場所の重要性、危険度、緊急性も極めて重要となりますし、ま</p>

	<p>た、被災規模や周辺への影響範囲等、さらには、工期等の問題もございますので、そういった早期に対応を講じる必要のあるところを選考し、発注を進めております。</p> <p>発注方法につきましても、一件一件ごとではなく、例えば一件工事に対しまして、近接して複数ある場合につきましては、農地等を含め、複数箇所をある程度一本にまとめて、発注もさせていただいている状況でもございます。</p> <p>また、県管理の施設もかなり甚大に被災をしております。町としても、近くに県事業があれば、近接地との調整、お互いに情報提供を図りながら、付随して発注も考えております。現在、一歩ずつではございますが、復旧に向けて取り組んでいる状況でもございます。</p> <p>さらに、復旧計画を立てるに当たりましても、当然、地元からの御意見もお伺いし、調整も図りながら、発注していきたいというふうに考えておりますし、工事につきましても、極力、地元の方々には御迷惑をおかけしないよう、十分、地元と協議等を行い、あわせて御理解、御協力をいただき、工事を進めてまいりたいと思います。</p> <p>今後も引き続き、発注準備が整い次第、一日でも早い復旧・復興に努めてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	木村和彦議員
木村和彦議員	<p>既に復旧工事を進められておられます、災害復旧工事につきましては、場所によつては大規模な工事になることが予想されます。災害に遭われた方々にはもちろん、工事が行われる近隣の住民への十分な御説明をしていただき、私もぜひ協力できることは協力させていただきたいと思いますので、重ねて早期復旧を願いたいと思います。</p> <p>次に、三点目の質問ですが、災害の影響で、ため池や井堰、水路など、多岐にわたり被災しております。そこで、地元負担金が発生いたしますが、今回、補助については、激甚災害に指定になったことで、通常の率よりもかさ上げが行われていると伺っております。</p> <p>確認の意味として、地元負担の率、各負担割合と誰が納めるかについてお尋ねをいたします。</p>
議長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回、受益者負担が発生します農災につきましては、補助制度を活用し、復旧いたしますけれども、国の災害採択基準に満たないもの、例えば、基本1ヵ所の工事費が40万円未満につきましては、議員御承知のとおり、適応除外となっております。そのほか、金額以外にも条件もございます。</p> <p>さらに、災害復旧事業は、制度上、会計年度内に補助率を決定し、予算の手当を行うために、災害年に査定が終わらせるということが原則になっておりまして、その関係で、本町も昨年12月中に査定も終わっております。</p> <p>その後の国や県との補助率協議につきましても、本年1月に無事に終了いたしております。補助率も、今回、激甚災の指定の関係で、通常よりも国の補助率がかなりかさ上げになつてゐる状況でもございます。</p> <p>なお、公共災、林道災は制度上、地元負担金が発生いたしませんけれども、農災のみ負担金が発生するわけでございます。</p> <p>今回の激甚災指定によりまして、農災の補助率につきましては、先般、町政報告会等でも御報告しましたように、通常、暫定法の基本補助率は、農地、国の補助率が50%でございます。かさ上げにより95.8%になつております。残り分4.2%</p>

	<p>の負担割合につきましては、それぞれ町6割、受益者4割でございます。</p> <p>同じく農業用施設につきましても、通常、国が65%が、今回99.2%にかさ上げになっております。残り分の0.8%の負担につきましては、それぞれ町と受益者7、3の割合でございます。</p> <p>しかしながら、補助対象外につきましては、全て単独事業となります。その対策といたしまして、昨年12月議会に分担金条例の負担割合の一部を改正しまして、農災の単独事業につきましては、受益者の負担軽減を図っております。具体的には、農地、通常、町6割、受益者4割、農業用施設関係、町7割、受益者3割を、一律、町9割、受益者1割に改正いたしております。</p> <p>以上が、負担率、負担割合の御回答でございます。</p> <p>次に、負担金の納入の御質問でございます。</p> <p>農地であれば、一般的に、その持ち主、地権者でございますけれども、場合によっては耕作者の場合もございます。特段、決まりはございませんけれども、その際はお互い協議の上、お願いしたいというふうに思っております。</p> <p>また、農業用施設関係、例えば、ため池等の施設につきましては、一般的に受益を受ける関係者、区によって違いがあるかもしれませんけれども、例えば区あるいは地元水利組合等が考えられるというふうに思っております。</p> <p>そういう情報提供につきましては、本年1月に負担率も確定いたしましたので、その後、区長さんをおいて、負担率の確定のお知らせ、文書、あわせて被災箇所ごとの図面、現時点での概算負担額、それから今後の進め方等についての情報提供も既にさせていただいていることも御報告させていただきます。</p> <p>今後も、このように必要なことがあれば、適時、情報提供をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	木村和彦議員
木村和彦議員	<p>今、課長より答弁がありましたように、地元への情報の伝達は適宜にあっているようでございますが、今後もぜひ、情報につきましては、お互い地元も農家の方も被災された方も関心を持っておられますので、共有できるように、お互い協力し合って、復興に努めたいと思います。</p> <p>次に、4点目の農地災害についてお尋ねをいたします。</p> <p>今回、農地においても広範囲かつ大規模に被災しております。とりわけ、農地農家はいつから作物の作付けができるのか、そのあたりが心配されておられると思いますが、そのことについて、農家への周知はできているのかをお伺いいたします。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど建設課長からも回答いたしましたように、災害復旧工事につきましては31年度末を目標に、現在、進んでおるところでございます。</p> <p>御質問の被災農地の作付けの件ではございますが、被災の種類、場所あるいは作物種類によりまして、一概に回答はしづらいところではございます。例えば、水路施設の災害等につきましては、応急的に仮復旧を行い、水稻の作付けが可能な農地もございますし、畦畔崩壊につきましては、あぜシートなどで対応していただければ、水稻あるいは大豆の作付けも可能な農地もございます。ただし、中牟田地区の中島ため池、あるいは畠嶋の地蔵谷ため池や曾根田川の頭首工を利用されている農地につきましては、本年度の取水は困難であると考えておるところでございます。</p> <p>このことにつきましては、昨年から地元の農家の代表者の方へお話をしておりましたとともに、先日の水田協の水稻面積配分の説明会というものがございました。その</p>

	<p>折にも町内の代表者の方々に現状を説明申し上げまして、水稻作付けの協力あるいは近隣の地域間調整などをお願いしたところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、平成31年産の水稻、大豆を初めとした農作物の栽培につきましては、状況を御理解いただきまして、御協力をお願いしていきたいと考えておるところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	木村和彦議員
木村和彦議員	<p>農地を含めた復旧工事は、早期に開始され、早期に終了することが望まれますが、まず、安全第一が重要です。事故のないよう、また、今年、二次災害が発生しないよう希望いたしますとともに、そう願いたいと思います。</p> <p>今後、工事に向けて、町も努力されておりますが、地元と連携し、私も微力ではございますが、ぜひ、その節は協力させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>次に、災害発生後の災害ごみの処理等についてお伺いいたします。</p> <p>昨年の豪雨災害では災害ごみの仮置き場がなく、分別されずに公民館等に集められました。水害によるごみは、夏場であれば三日後には発酵し悪臭を放ちます。また、役場からの指定でサンポートに災害ごみを持ち込もうとした際には、分別が必要だと言われ、山積みされたごみを分別するのには大変な労力が必要でした。被災された方には大変でしょうが、被災ごみの分別が必要を感じました。また、そうすることによって、早期の復旧につながると考えました。</p> <p>町として、今後、予想される大規模災害を前に、災害ごみの仮置き場、通常時の分別とは違う災害ごみの分別マニュアル等をつくる必要があると考えますが、今後の対応についてお尋ねいたします。</p>
議長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>昨年の豪雨災害による筑前町の災害ごみ発生状況は、比較的に地域が限定されたため、ほかのサンポートの構成自治体同様に、サンポートへ直接搬入となりました。まずは、区長初め住民の皆さんの御協力で災害ごみが処理され、生活再建が進められましたことに深く感謝を申し上げます。</p> <p>災害が発生すると、被災者は廃棄物を早期に排出しないと復旧が進まないため、生活を取り戻すべく、最優先でごみが排出されます。行政はその対応策として、木村議員がおっしゃられるように、早急な仮置き場の設置、分別指導の徹底を行う必要があると考えます。本町としても、事前の備えとして、それらを網羅した災害廃棄物処理計画を作成しておくべきと考え、以前から作成に取りかかっておりますが、まだ、完成しておりません。早急につくり上げたいと考えております。</p> <p>計画は、災害ごみの処理方針を定めるものであり、ごみの仮置き場の確保、分別の周知、収集処理、処分方法、必要な人員、役割分担などを盛り込む予定しております。</p> <p>昨年の西日本豪雨では、被災地の自治体が災害ごみの処理計画をつくっていないため、仮置き場の選定など、ごみ処理をめぐり、初動がおくれたケースが見られました。環境省の昨年の調査では、全国市区町村のうち、災害廃棄物処理計画を策定済みの自治体は24%にとどまっております。災害ごみは災害が起きるとすぐに発生し、その処理に手間取れば生活再建のおくれにつながるものであります。災害ごみ対策は重要課題として処理計画作成に取り組んでまいる所存でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	木村和彦議員

木村和彦議員	自然災害はいつ発生するかわかりませんが、発生後の対応については、町民は町が一番頼りとなると思います。しっかりととしたマニュアルを作成してください。 以上、質問を終わります。
議長	これで、5番 木村和彦議員の一般質問を終わります。
休憩	
議長	ここで休憩をします。 1時50分より再開します。 (13:39)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:50)
	12番 河内直子議員。
河内議員	通告に基づき、暮らしを取り巻く問題について、大きく4点お尋ねをいたします。まず1点目は、やすらぎ荘入口信号の歩道についてお尋ねをいたします。 篠隈から三並に向かう歩道ですが、交差点改良に伴い、山田タイヤさんが反対向かい側に移転されました。その入り口の歩道ですが、結構な傾斜があり、歩行者にとって非常に通行がしにくくなっています。先日、障害を持たれて、杖を使ってしか歩行ができないという方から、傾斜があって、杖を使っても通れないでの、迂回して通っている、フラットにできないのかという相談がありました。 現場を確認していただいていると思いますが、杖を使用しての通行あるいはシニアカーでの通行では、体が斜めになり、転倒の危険があります。車の出入り口ということで、斜めという形状になっているのだとは思いますが、近年、歩道はフラットが主流と聞いています。歩道は歩行者に優しいフラットにすべきではないでしょうか。見解をお尋ねします。
議長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 議員御質問の歩道の状況でございますけれども、現在、宅地側が高く、さらに並行して側溝もございまして、宅地の出入り口、道路の路面までがスロープとなっております。そのスロープの部分が歩道となっている状態でございます。当時、補助事業で道路、歩道がつくられております。そのとき、当時の一般的に今のマウンドアップ、つまり安全上、車道と段差を設けるように、波打った構造でつくられておりまし、その構造も町内でも多数見受けられます。したがいまして、その高さに合わせて周りの住宅の高さあるいは侵入口も設置されているようでございまして、この場所もそのような構造になっております。 現状につきましては、暫定的な構造ではございますが、議員よりお話がございましたように、確かに傾斜もある状況でございます。 御質問のやすらぎ荘入口交差点につきましては、平成31年度に道路新設改良事業により工事を予定いたしております。あわせて、当該暫定部分の箇所、歩道につきましても、一部拡幅を予定いたしております。 現在は、次年度、交差点改良に向け、地権者側も契約に基づきまして、本年3月末まで、町への土地の引き渡しのために準備が行われている状況でもございます。 御質問の歩道の件でございますが、道路全体、現状を考えますと、その歩道部分だけ完全にフラットにすることは、構造的に道路の高さを著しく高くすることにつながりますので、前後の道路の据えつけ等の関係、特に国道部、あるいは周辺宅地等の高さが決まっていることからもございまして、設計上、道路の車道自体をかなり高くしなければならなくなり、なかなか難しい状況ではございますけれども、し

	<p>かし、先ほどから申し上げておりますように、次年度、予定をいたしております交差点改良事業により、今以上には、歩道の傾斜が緩くなる構造になるようには計画をいたしております。</p> <p>町としましては、今後そのあたりも十分調査をして、検討をさせていただきたいというふうに考えております。あわせまして、周辺の状況も踏まえながら、安全安心な道路整備を計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	河内直子議員
河内議員	<p>今、課長のお話にもありましたように、今後、国道沿いの歩道整備もされると思いますが、現在の国道沿いの歩道は、徒歩あるいは自転車で通行した場合、アップダウンが非常に多く、歩行者にとって優しい歩道とは決して言えません。フラットにして、縁石で車道と歩道を区別するという形状にしていただきたいと思いますが、見解をお尋ねします。</p>
議長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>先ほど申し上げましたように、当時が一般的に波打った構造、車道と歩道の高さを安全上、設けるといった構造になっております。今の基準でいけば、フラットというふうなことになりますけれども、今後、県の改良事業もございますので、そういったところを踏まえて十分検討させていただきまして、安全安心な歩道ということにつくっていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>歩道は誰のためにあるのか。利用される方の身になって一考していただくことをお願いし、次に進みます。</p> <p>次に、住宅リフォーム助成制度についてお尋ねをいたします。</p> <p>住宅リフォーム助成制度は、多くの町民の方に利用され、大変喜ばれています。</p> <p>創設時から助成の上限は20万円となっていましたが、現在、上限が10万円になったと聞いています。10万円になった経緯はどういうことなのかお尋ねをします。</p>
議長	都市計画課課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>平成27年度に地方創生事業の一環として、消費喚起生活支援型事業で取り組み、町民の居住環境向上と地域経済の活性化を図るため、当住宅リフォーム事業に着手し、今年度で4年目を迎えてます。当事業は議員が申されましたように、住宅リフォーム対象工事費の20%を上限額20万円で助成するもので、事業開始から希望者が多く、平成29年度までの3カ年は毎年約2,000万円の予算に対し、100件の申し込みがついています。また、新年度こそ国の補助金があったものの、翌年からは補助金がなくなりましたが、事業の必要性を考慮し、町単独費のみで事業を継続して取り組んでまいりました。しかし、当事業が3年経過し、毎年実施しています事務事業評価で、過去3年平均の一人当たり補助金額を算出しますと、17万円と限度額の20万円に達していないこともあります、見直しの必要性があると判断し、今年度はリフォーム対象工事費の10%を上限額10万円の補助額に変更し、予算もこれまでの半分の1,000万で減額掲示をしております。</p> <p>結果的に、ことし2月末現在での申請件数は、56件と減少し、補助額も500万円と予算の半分の執行であり、一人当たり補助金は、平均8万円台と限度額の10万円以下にとどまっている状況でございます。</p>

	<p>経済効果としましても、過去3年平均1億3,000万円に対し、今年度は70%の9,200万円の消費があつております。</p> <p>確かに、町内事業者の内需拡大も含めて潤った事業でございますが、事務事業評価のとおり、ほぼ達成し、一定の成果があつたものと思われますので、以前の制度には戻さず、現在の制度で実施するものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>元の20万円に戻すべきと考えます。</p> <p>町長にお尋ねします。町長は初年度、申し込みが殺到し、予算オーバーになったとき、公平性を保つためとして、補正予算を増額し、申し込んだ方全てに助成が行き渡るよう手だてをとってくださいました。30年度以前に申請した方には20万円、それ以後にも申請した方は10万円、これで公平性が保たれているとお考えでしょうか。見解をお尋ねします。</p>
議長	田頭町長
町長	<p>お答えいたします。</p> <p>町の財源との調整でございます。もちろん公平性は何において公平であるかということは、尺度はさまざまありますけれども、特に30年度予算編成に当たりまして、そして31年度の予算編成に当たりまして、最重要課題は何かと。今までになかった災害対策であると。先ほど課長等が説明いたしましたけれども、地元の負担金等々を軽減すればするほど、町の負担金が増額するわけでございます。先ほどの直接事業費ベースだけでも3億900万円からの今までに不要であった一般財源を必要としております。なおかつ、プラス委託料、それに人件費等々を考えると、さまざまな事業費を抑制せざるを得なかつたのが31年度の予算編成でございます。そういった中でも、ぜひ10万円だけの制度はキープしたいと、そういった思いで今回は取り組ませていただいたというふうに御理解をいただければと思います。</p> <p>3億900万円から全体で数十億円の事業が本町で行われるわけであります。そういう一つの非常に特化した分野でもございますけれども、そういう分野から経済効果が起り得ると、そのようにも考えているところでございます。</p> <p>よろしく御理解お願いしたいと思います。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>住宅リフォーム助成制度の経済波及効果は減ったとはいえ、計り知れないものがあります。制度の拡充を強く求め、次に進みます。</p> <p>次に、生活支援コーディネーターについてお尋ねをいたします。</p> <p>生活支援コーディネーターは社協へ委託されています。まず、どういう内容で委託されたのかお尋ねをいたします。</p>
議長	福祉課長
福祉課長	<p>まず初めに、生活支援コーディネーターについて少し説明をさせていただきます。</p> <p>生活支援コーディネーターは、介護保険法で規定されております包括的支援事業の中の一つであります、生活支援体制整備事業で配置したものでございます。この事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護サービスだけでなく、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としております。介護保険のサービスだけではなく、町独自のサービスや民間企業の取り組み、さらに地域の支え合い活動など、さまざまな実施主体との連携や情報共有、仕組み</p>

	<p>づくりなどを行うもので、生活支援コーディネーターの配置と定期的な情報共有及び連携強化の場の中核となりますネットワーク、協議体の設置からなっております。生活支援コーディネーターは、多様な主体による多様な取り組みのコーディネート機能を担いまして、一体的な活動を推進するもので、資源開発やネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングを充実させていくものでございます。</p> <p>協議体でございますが、本町では、「ちくぜん助け合いの会」と愛称をつけまして、支え合いの地域づくりを進めていくために、自由に発言、提案ができる、住民が主役の話し合いの場を設けております。誰でも参加可能で、活動内容は町のホームページに掲載しております。</p> <p>生活支援コーディネーターには特段の資格などは必須としておりませんが、この事業の実施内容であります、町内の資源開発、ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングを行っていくために、町内の高齢者との密接なかかわりがある組織に委託することが効果的であることから、いきいきサロンや高齢者の配食サービスなど、高齢者とのかかわりの深い事業を受託しております社会福祉協議会に平成29年度から業務委託しているところでございます。</p> <p>社協への委託内容ということでございますが、生活支援コーディネーターの要件といったしまして、六つほど挙げております。</p> <p>一つ目に、地域における助け合いや生活支援サービス等の提供実績があり、地域でコーディネート機能を適切に担うことができること、二つ目に、町民活動や高齢者の日常生活の支援活動への理解を深め、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体との連携、調整を適切に行うこと、三つ目に、所属する団体の枠組みを超え、地域住民のニーズに応えるよう、公平、中立な立場での活動に努めること、四つ目に、国や都道府県が実施する研修を受講し、資質の向上に努めること、また、その他、町が必要と判断する研修や連絡会等に積極的に参加し、情報収集に努めること、五つ目に、介護保険制度など関係法令が改正された場合には、最新版に準じて活動すること、六つ目に、町の意向を理解し、自身やその他、個人の意見のみに固執せず、広い視野と柔軟な考えを持って、活動や対応に努めることとしております。</p> <p>また、契約期間内におけるコーディネート業務の内容といったしまして、5点ほど挙げております。</p> <p>一つ目に、各地域のニーズと資源の状況の把握、二つ目に、区長、民生委員等、関係機関への協力依頼の働きかけ、三つ目に、ボランティア会員などから生活支援担い手の養成に関すること、四つ目に、先ほど申しました協議体の運営です。五つ目に、その他関係する会議や研修、地域での行事、活動などへの参加を挙げております。</p> <p>ほかに、事業に関する報告や届出、公平、中立性など仕様書を示して契約しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	6点ほど委託しているということですが、その委託した内容の検証はされたのか、お尋ねをいたします。
議長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えします。</p> <p>活動報告書は毎月、町のほうに提出はされております。また、地域ケア代表者会議におきまして、生活支援コーディネーターの活動状況、協議体で出てまいりました地域課題や活動内容を報告しまして、意見を求めております。</p> <p>住民主体の活動で、目に見える成果が出てくるには、まだ、ある程度時間が必要</p>

	だと考えております。 以上です。
議長	河内議員
河内議員	本年度、コーディネーターをもう1名ふやすと伺っています。増員することでどんなメリットがあるのかお尋ねします。
議長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えします。</p> <p>各地域や団体などに出向く時間が多くとれるようになることから、地域課題や社会資源の把握が進み、地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と育成を期待するところです。</p> <p>さらに、地域における新しい福祉ネットワークの構築にも期待しております。</p> <p>また、複数体制となることで、多角的な視点で事業展開ができると考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>今後も高齢化社会はどんどん進んでいきます。高齢者の方々が尊厳をもって人生を全うできるよう、必要な手立てを講じていただくことをお願いし、次に進みます。</p> <p>最後に、住宅新築資金等貸付事業についてお尋ねをいたします。</p> <p>住宅新築資金等貸付事業については、償還期間が終了したにもかかわらず、いまだに66件の滞納が続いている。この滞納分の土地・建物は現存し、現在も借主が居住しているのか、ますお尋ねをいたします。</p>
議長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	<p>お答えいたします。</p> <p>現地調査としては行っておりませんが、わかっている範囲でお答えをいたします。</p> <p>なお、詳細な数値、人数等を申し上げますと個人が特定される恐れがある内容が含まれますので、大まかな回答で御理解いただきたいと思います。</p> <p>約7割の方が現在も居住をされております。あの3割は住居を別にしております。</p> <p>内容としましては、住居をそのままに施設に入所をされている方や差し押さえや競売などで手放されている方、債務者が死亡されたあと、どなたも住んでいないなどとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	では、実際、貸し付けたときの貸付契約書では、実際にそこに居住していない場合はどうなるとなっているのか、また、償還期間が過ぎてもなお返済が滞っている場合はどうなるとなっているのか、お尋ねをいたします。
議長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	<p>お答えいたします。</p> <p>居住していない場合というような条項はございませんが、災害により住宅等が滅失した場合は、償還の免除や猶予を認める場合があるとされております。</p> <p>ほかには、借入金により取得した財産を、償還が完了する前に町の承認を得ずに入り入れの目的に反した使用や譲渡、交換、貸与などをしてはならないとあり、町の承認なく行った場合は違約金を支払うものとなっております。</p> <p>償還期限が過ぎても償還されない場合につきましては、定められた償還期限までに借入金を償還しない場合、一定の割合で算出した違約金を支払うものとするとされております。</p>

	以上でございます。
議長	河内議員
河内議員	先ほど課長は、現在、居住していない何らかの理由があつてるところが3割いらっしゃる、手放した方もいるということでしたが、この方の場合、違約金はとつてはいるのか、それと、償還期限が過ぎても返済が滞っている方に対して、違約金は請求しているのか、お尋ねします。
議長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	<p>お答えいたします。</p> <p>居住していない理由が、先ほど申し上げた借り入れの目的に反したものであり、町に無断で行った場合はこれに該当するかと思いますが、債務者の記録には今までに違約金を請求したケースは見当たりません。</p> <p>償還期限が過ぎた方につきまして、ただし書きがございまして、ただし災害、その他特別な事情により、定められた償還期限までに借入金を償還することが著しく困難になったと認められるときはこの限りでないとあります。このただし書きに該当するとして対応しているということになります。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	今後の返済の見とおしはどうなると考えているのか、お尋ねをいたします。
議長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	<p>お答えいたします。</p> <p>現在の債務者の状況ですが、高齢化が進み、死亡等により、保証人や相続人等により償還がされているケースもございます。全体的に生活状況が厳しく、それぞれ分納計画に従い返済いただいているところでございます。少額ずつで長くかかる方もおられますのが、本年も今、現在で2件が完納となっているところでございます。</p> <p>今後の見とおしは非常に難しいのですが、収入や資産も少ない債務者が滞納状況にありますので、地道な取り組みが必要だと思っております。</p> <p>担当といたしましては、債務者本人及び保証人や相続人の現状把握、事項管理に留意し、債務者の分納計画に従った納付指導により、自主的な返納を基本とし、必要に応じて、顧問弁護士を活用した法的措置や強制執行も検討していきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	貸し付け時には、部落解放同盟の支部長の推薦で貸し付けが行われてきたと聞いています。以前伺ったとき、課長は、部落解放同盟からは返済についての協力はないとの伺いましたが、貸し付け時にはかかるが、返済については何もしないというのはどうなんでしょうか。今後も返済完了については、長い年月が予想されると昨年の決算時の将来の課題で述べられていますが、後を引き継ぐ職員の方々のためにも、年間、筑前町だけでも600万円を超える補助金を出している部落解放同盟にも返済についての協力を要請していくなど、必要な手立てをとっていただき、一日も早い解決を求め、私の一般質問を終わります。
議長	これで、12番 河内直子議員の一般質問を終わります。 以上で、一般質問を終結します。
散会	
議長	本日はこれにて散会します。 お疲れさまでした。

(14:16)